令和２年度

串間市　会計年度任用職員募集要項（追加募集）

|  |
| --- |
| 会計年度任用職員とは、臨時・嘱託職員に代わり、地方公務員法第22条の２第１項の規定に基づき任用される非常勤職員です。採用されると、一般職の地方公務員となり、服務規程（職務専念義務や守秘義務等）が適用されます。 |

１　募集職種・業務内容等

　　募集職種・・・特別支援教育支援員（市木小学校勤務）　１名

　　業務内容・・・小学校で児童生徒へきめ細やかな対応をする支援員

２　勤務条件

|  |  |
| --- | --- |
| 任用期間 | １会計年度（令和２年１１月２４日から令和３年３月３１日まで）の範囲内 |
| 勤務場所 | 串間市立市木小学校 |
| 勤務日数  勤務時間 | 週５日  ８：００～１６：００（１日７時間）  （令和２年度の実績としては、4/1～7/21、8/24～3/31で雇用契約をしました。  夏休み期間中の雇用契約は締結しませんでした） |
| 休日 | 週休日（原則として土・日曜日）、祝日、年末年始  ※学校参観日等がある場合は、別途「振替休日」となる場合があります。 |
| 休暇 | 任用期間等に応じて、年次有給休暇を付与します。  特別休暇（有給・無給）があります。（例）夏季特別休暇（有給３日間の実績あり） |
| 給料・報酬 | 月額１３６，０２５円～（経験年数に応じて昇給があります） |
| 諸手当 | ・通勤手当（例…２Km以上５Kｍ未満で月額２０００円）  ・時間外勤務手当  ・期末手当等  ※条例・規則の条件に当てはまる場合に支給されます。 |
| 社会保険等 | 健康保険・厚生年金保険・雇用保険が適用されます。 |
| 公務災害 | 公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度があります。 |
| 服務 | 会計年度任用職員は一般職の地方公務員であるため、地方公務員法の服務に関する各規定が適用されます。 |

３　受験資格

　（１）年齢・学歴は問いません。

　（２）資格要件等は必要ありません。

　（３）地方公務員法第16条の規定に基づき、次の項目に該当する人は受験できません。

　　　　・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

　　　　・串間市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない人

　　　　・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

４　選考方法

　　書類選考及び面接選考

　　（なお、令和２年11月24日から勤務していただくことになりますので、順次、応募があり次第、

選考を行います。なお、選考日時、場所は、別途申込者本人にお知らせします。）

５　申込手続等

　（１）串間市会計年度任用職員選考申込書の請求

　　　　申込書は、串間市教育委員会学校政策課で交付するほか、串間市公式サイトからダウンロードしてご利用ください。

　（２）申込書等の提出

　　　①提出書類

　　　　・串間市会計年度任用職員選考申込書（写真を貼付してください）

　　　　②提出先

　　　　〒８８８－８５５５

　　　　宮崎県串間市大字西方５５５０番地

　　　　串間市教育委員会　学校政策課（担当：増田）又は、市木小学校（担当：校長）まで

　　　③申込期間

　　　　令和２年１０月１９日（月）～１１月３０日（月）

８時３０分～１７時１５分（土曜日・日曜日を除く。）　必着

　　　④その他

　　　　身体に障がいのある方等で、車イスを使用されるなど受験に際して要望のある方は、申し込みの際にお知らせください。

６　合格から採用まで

　（１）採用試験の合格者は、令和３年３月３１日までを登録期間とする会計年度任用職員候補者名簿に登載されます。

　（２）採用試験では、採用予定人数に関わらず、その業務を行うに当たって合格水準と認められる人を合格者とするため、**候補者名簿に登載されても、必ずしも全員が採用されるとは限りません。**

　　　　実際に勤務についていただく方については、別途連絡いたします。

　（３）採用については、原則として令和２年１１月２４日（火）を予定しております。

　（４）地方公務員法の規定に基づき、採用者はすべて条件付のものとし、採用後１か月を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

【問い合わせ先】

串間市教育委員会　学校政策課　教育総務係

　　　〒888－8555　串間市大字西方５５５０番地

　　　　TEL　０９８７－５５－１１１９

串間市公式サイト　　　http://www.city.kushima.lg.jp